

安平町地域おこし協力隊活動
委託業務処理要領(案)

1. 活動内容

地域おこし協力隊の活動は、別に定める「安平町地域おこし協力隊設置要綱」を基本とし、次の活動を行うものとする。高度専門人材型の地域おこし協力隊として委託(委嘱)する目的・背景等については以下に掲げるとおり。

(1) プロジェクト名

(仮称)あびらデジタル共創プロジェクト

(2) 目的・背景等

本プロジェクトは、「まちづくりは人づくり」「人を中心とした DX 推進」を鍵とし、町民・事業者・関係機関及び団体、まちのあらゆる全てのステークホルダーとともに「20 年後も魅力的なまち」を最終的な目指す将来像とし、それに寄与する関連プロジェクトにおける「目指すべき将来像」実現に向け、地域に根差した活動を大切に、既存プロジェクト「スマートワーク推進プロジェクト」「多世代に向けたデジタル体験プログラム」「安平町データデザインプロジェクト」を一体的・総合的に捉え、あびらデジタル共創プロジェクトとして行うもの。

本プロジェクトは、地域おこし協力隊を「まち全体 DX 推進のキーマン(人員)」として配置し、現在行っている以下取組みの波及効果を最大化を目指すとともに、不足する取り組みを補完し、既存事業からの「発展と変革」を目指す。

【目指すべき将来像】

- ・ デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現 (DX 計画)
- ・ 子育てと仕事が両立できるまち、若年層が働きたいと思えるまち、新たな価値創出による認知度向上 (スマートワーク推進 PJ)
- ・ 誰もがデジタル技術の便益を享受し、又は担い手となること (デジタル共生社会)

(3) 具体的な活動

本件プロジェクトにおける具体的な活動は、①既存プロジェクトの運営支援、②地域 DX 推進に向けた案件創出・課題把握、③リスキリングプログラム開発及び実施、④多世代に向けたデジタル体験事業実施、⑤育成・確保したデジタル人材フォローアップ、⑥その他、の6点である。

今回委嘱を行う高度専門人材は合計「3名」を予定しており、それぞれに主担当分野を設ける予定であり、主担当として定義される活動は②③④になり、それぞれを振り分ける形で1名が1活動を主としても受け持ち、それ以外は副担当として全て受け持つこととなる。

【主担当のイメージ】

- ・ 地域デジタル化支援員(セールス・マネジメント担当)が主担当となるのは、②。
- ・ 地域デジタル化支援員(リスキリングプログラム担当)が主担当となるのは、③。
- ・ 地域デジタル化支援員(デジタル体験プログラム担当)が主担当となるのは、④。

しかしながら、活動分野は全てが密接な関係をもっており、分野横断的にバランスよく推進する必要があることから、副担当においても最大限活動し、相互の協力関係及び補完関係を築くことを基本とする。

例)リスキリングプログラム／デジタル体験担当が、案件創出をセットにしたリスキリングプログラムを開発。セールス・マネジメント担当が、リスキリングプログラムやデジタル体験プログラムを考案等といった、限られた人員の中で効果を最大可させるための相互の協力関係構築を前提とする。

①既存プロジェクト(スマートワーク推進プロジェクト、多世代に向けたデジタル体験プログラム、安平町データデザインプロジェクト)の運営支援

ア.各プロジェクト基本情報

【スマートワーク推進プロジェクト】

子育てと仕事が両立できるまち、若年層が働きたいと思えるまち、新たな価値創出による認知度向上を目指すべき将来像とし、4つの事業を展開。

今回、プロジェクトと主に関係する事業は、「スマートワーク産業育成事業」となる。本事業は、IT技術のリスキリング事業を展開し、新たなスマートワーク産業を創出することで、子育て中の女性でもスキマ時間の活用や断続的に働ける就労機会の確保につながり、自宅にいらながらも外の仕事を実施することが可能となり、場所・時間による制約にとらわれない働き方が可能となることから、子育てと仕事の両立や子育てにおける経済的不安の解消につながり、安心して出産し、子育てできる就労環境の提供の実現を目指し、以下3つのプログラムを提供している。

- ・短期プログラム … パソコンの基本操作からAIの使い方まで全般的に学習できるオンライン教材を中心としたプログラム
- ・中期プログラム … テレワークの基本知識からライティングやマーケティング運用など、パソコンが苦手な方も安心して受講することができる対面を講座を中心としたプログラム
- ・長期プログラム … WEB制作等のデジタルスキルや経営スキル等を習得するコース

【多世代に向けたデジタル体験プログラム】

安平町デジタル・トランスフォーメーション推進計画で目指す「デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまち」の実現に向け、年齢、しょうがいの有無、性別等に関わらず、誰もがデジタル技術の便益を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる社会の実現を目指した取組みとして、多世代に向けたデジタル体験プログラムを展開。

子供向け … デジタル体験イベント、デジタルスクール

※現在、週1回「15時から18時」で開催。

大人向け … デジタルに特化したセミナー・勉強会等(生成AI、デザインソフト、在宅ワーク等)

※現在、年間約10回「1回2時間程度」で開催。

高齢向け … スマホ教室・講座の開催等

※現在、月3回「30分程度」で開催。

【安平町データデザインプロジェクト】

さまざまな世代や立場の人に地域への関心とベネフィットを与え、地域価値向上につながる多種多様な地域データを、AI時代に相応しい、持続可能な方法で、統合的に収集・管理・更新・可視化・発信する取り組みである「地域データデザイン」を安平町内で実証事業として実施。

本プロジェクトでは、「データデザイン企画・推進」「地域オープンデータの管理」「ステークホルダーとの連携」を一体となっていくことで、地域の人材活用や雇用を促進し、多様な人々の関心と関わりを持つ機会を創出する「安平町データデザインセンター」の実現を目指している。

- ・安平町データデザインセンターの運営
- ・地域データの収集・更新・活用に関わるデータワークの実行
- ・データワーク就労の実行
- ・データワーク就労を用いた就労継続支援A型・B型実現に向けたの実行
- ・学校教育及び社会教育におけるキャリア教育の実現

イ.運営支援内容

現在進めている各プロジェクトの「発展と変革」を目指して以下の運営支援を行う。

- ・事前準備等含めた企画立案

- ・既存プログラム等の改善や補完
- ・各プロジェクト運營業務
- ・案件獲得・課題把握(案件獲得は地域外含む)
- ・各プロジェクトフォローアップ活動
- ・情報発信・広報活動全般

※上記のとおり明記はしているものの以下に記載している、②地域 DX 推進に向けた案件創出・課題把握(案件獲得は地域外含む)、③リスキリングプログラム開発及び実施、④多世代に向けたデジタル体験事業実施(セミナー・勉強会含む)、⑤育成・確保したデジタル人材フォローアップ(コミュニティ運営支援)、⑥その他を行うことで同時に実施可能なものと想定している。

②地域 DX 推進に向けた案件創出・課題把握(案件獲得は地域外含む)

ア. 内容

- ・町民・事業者・関係機関(福祉、教育等)及び団体(自治会等)等への訪問・ヒアリング
- ・DXに係る課題・ニーズの把握と整理(課題一覧の作成・更新等含む)
- ・町内事業者等に対するヒアリングを通じた「小さな仕事」の洗い出しや案件創出
- ・町外企業等からの案件獲得
- ・洗い出した作業を在宅・短時間で可能なタスクとしてメニュー化
- ・町内企業・団体とデジタル人材のマッチングイベントの企画・運営補助
- ・案件の効果検証や改善提案
- ・補助金・助成制度活用に関する情報収集及び企画補助

イ. 発展と変革のイメージ

- ・専門人材活用による攻めの活動(町内外への営業活動)
- ・既存プロジェクト含めた地域へのインパクト(影響)創出
- ・案件と人材のマッチングシステム構築による地域コミュニティビジネスの仕組み作り
- ・自律自走の仕組みを目指す

ウ. 成果指標 ※具体的な数値等については提案者と協議のうえ決定とする

【第1KPI】

回数といった行動量等の定量的な成果指標を設定
例)訪問件数、イベント開催件数等

【第2KPI】

第1KPIに設定した活動を行うことで得られる効果を設定
例)案件数、課題解決数等

③リスキリングプログラム開発及び実施

ア. 内容

- ・町民・事業者・職員を対象としたデジタルスキル講座の企画・実施
- ・カリキュラム、教材、実習課題等の作成
- ・受講希望者の募集・受付・出欠管理
- ・講座運営(講師、ファシリテーター、サポート等)
- ・在宅・短時間・断続的就労に必要な実務スキル習得支援
- ・受講前後アンケートによる習熟度・満足度の把握と改善(効果測定、報告書作成等含む)

イ. 発展と変革のイメージ

- ・既存リスキリングプログラムの改善と補完(内容充実等)
- ・案件ベース(地域内の案件・課題、地域外での案件)に応じたリスキリング

- ・学生(高校生、大学生)向けインターンシップ活動への展開
- ・委託型事業展開からの脱却(企業誘致・事業誘致と連動させたプログラム開発)

ウ. 成果指標 ※具体的な数値等については提案者と協議のうえ決定とする

【第1KPI】

回数といった行動量等の定量的な成果指標を設定

例) イベント開催件数等

【第2KPI】

第1KPI に設定した活動を行うことで得られる効果を設定

例) 参加者人数、満足度、案件数等

④多世代に向けたデジタル体験事業実施(セミナー・勉強会含む)

ア. 内容

- ・子ども・若者・子育て世代・高齢者等を対象としたデジタル体験イベントの企画・実施
- ・学校、保育・教育施設、福祉施設等との連携によるプログラムの検討・実施
- ・体験会の受付、会場設営、機器準備、当日の運営、アンケート回収等
- ・デジタル活用に関する個別相談会の運営補助
- ・情報発信・広報に関する業務

イ. 発展と変革のイメージ

- ・既存プログラムの改善と補完(回数や頻度の増加)
- ・町職員を中心とした運営からの変革(地域住民参画含む)
- ・学生(高校生、大学生)向けのインターンシップ活動への展開
- ・現実での場作り(コワーキングスペースやインキュベーションオフィスの開業)

ウ. 成果指標 ※具体的な数値等については提案者と協議のうえ決定とする

【第1KPI】

回数といった行動量等の定量的な成果指標を設定

例) イベント開催件数等

【第2KPI】

第1KPI に設定した活動を行うことで得られる効果を設定

例) 参加者人数、満足度等

⑤育成・確保したデジタル人材フォローアップ(コミュニティ運営支援)

ア. 内容

- ・受講修了者・体験参加者を対象としたフォローアップ面談、勉強会の実施
- ・受講者のスキル・希望条件(時間帯・頻度・在宅可否等)のカルテ化
- ・町内案件や町外案件等へのマッチング支援
- ・試行的な在宅・短時間就労の運用、進捗管理及び評価の実施
- ・オンラインコミュニティ(チャット等)の運営補助

イ. 発展と変革のイメージ

- ・①～④の発展・活性化に寄与及び貢献
- ・受講修了者・体験参加者との接点創出による継続的なリスキリングの実施
- ・現実での場作り(コワーキングスペースやインキュベーションオフィスの開業)
- ・町広報媒体を用いたコミュニケーションモデルからの脱却

ウ. 成果指標 ※具体的な数値等については提案者と協議のうえ決定とする

【第1KPI】

回数といった行動量等の定量的な成果指標を設定

例) イベント開催件数等

【第2KPI】

第1KPI に設定した活動を行うことで得られる効果を設定

例) 参加者人数、満足度等

⑥その他

その他本件プロジェクトに関連し生じる付随的な業務を実施する。

例)

- ・プロジェクト進行管理や打合せ会議等
- ・住民等からの相談や問合せ対応
- ・情報発信・広報に関する業務(チラシやポスター、WEB 記事等の作成支援)
- ・拠点運営・環境整備に関する業務(スタッフ、施設管理等)
- ・町が行っている関連事業等への貢献(連携)及び寄与

2. 活動拠点及び活動地域

(1)活動拠点

安平町内(役場総合庁舎総務課執務室、ふれいあい交流館みなくる等)

(2)活動地域

安平町内全域(町外での活動も含む)

※町内での活動は、町民・事業者・関係機関及び団体、まちのあらゆる全てのステークホルダーを対象とした活動を想定しており、町全域が活動地域となる。

3. 活動日数及び時間

隊員の活動日数は、月21日間以内とし、活動時間は、午前8時30分から午後5時15分を基本とする。(ただし、活動内容により活動日数等が変更となる場合があり、別途協議により決定する。)

【留意事項】

土日祝日イベント開催等もある。

イベント・活動によっては、午後5時15分を超えることもある。

4. 活動報告

設置要綱に定めるとおり、活動の状況について日誌等(電子媒体を含む。)に記録し、毎月月末に町長へ報告しなければならない。また、毎年2月 20 日までに年間の活動の振り返りと今後の展望を含む報告書を町長へ報告しなければならない。

5. 基本委託料及び福利厚生

(1)毎月月末に提出を求める日誌等活動記録に基づき活動実績・成果に関する履行確認を行い、基本委託料を支払うものとする。なお、基本委託料は、年額 4,500,000 円(月額 375,000 円)(税込)とし、支払い時期について以下のとおり。

月	支払期限	支払金額
4月	5月 31 日	375,000 円
5月	6月 30 日	375,000 円
6月	7月 31 日	375,000 円
7月	8月 31 日	375,000 円
8月	9月 30 日	375,000 円

9月	10月31日	375,000円
10月	11月30日	375,000円
11月	12月31日	375,000円
12月	1月30日	375,000円
1月	2月28日	375,000円
2月	3月31日	375,000円
3月	4月30日	375,000円
合計		4,500,000円

(2) 国民健康保険及び国民年金は各自で加入するものとする。

6. 活動委託料

活動委託料については、毎月の委託料に合わせて、以下の経費を請求することができる。

	内 容	限度額
活動委託料	町内の住居借上料、使用料及び賃借料、備品購入費、研修負担金、保険料、車両燃料費、旅費のほか活動に必要な経費として町長が認めるもの	年額上限 1,000,000円

※地域おこし協力隊(委託型)活動月報提出時において使用した活動費を一覧にし、領収書等を添付の上報告すること。

7. 報告及び提出物

(1) 月次報告(翌月10日までに提出)

- ・委託料請求書(当該月の基本委託料と活動委託料を合算したもの／任意様式)
- ・日誌等(活動記録簿／任意様式可)
- ・活動報告(活動内容がわかるもの／任意様式)
- ・活動委託料一覧(当該月における活動費を一覧にしたもの／任意様式)
- ・活動委託料領収書等の写し

(2) 年次報告(2月20日までに提出)

- ・年間活動報告書